

避難確保計画作成にあたっての留意点について（土砂災害防止法）

1. 計画作成にあたっては、次のいずれかで作成してください。
 - （1）【別紙 2】「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」作成例を活用して作成する。
 - （2）既に作成している非常災害対策計画（火災，水害・土砂災害，地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できる計画）に項目を追加する。
 - （3）既に作成し消防署へ提出している消防計画に項目を追加する。

（1）の方法で作成される施設は，【別紙 2】「要配慮者利用施設のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を確認してください。

（2）又は（3）の方法で作成される施設は，【別紙 3】「要配慮者利用施設の管理者等の避難確保計画の作成等の義務化について」を参考にしてください。
2. 作成後，福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課へご提出ください。
また，（3）の方法で作成された場合は，各消防署へ変更届の提出をお願いします。
3. 作成した避難訓練計画に基づき，平成 29 年度中に避難訓練の実施をお願いします。
4. 避難確保計画の内容を変更した場合は，速やかに高齢者サービス支援課へ提出してください。